

平成 31 年 3 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成 31 年 3 月 4 日（月）午後 13 時 30 分より野津中央公民館（多目的ホール）において会長が 3 月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 野上 政憲 委員 2 番 堀 京子 委員 4 番 藤嶋 祐美 委員 5 番 平山 勝丈 委員

6 番 佐藤 幸子 委員 7 番 柳井 博之 委員 10 番 小橋 勇二 委員

欠席委員

3 番 内藤 康弘 委員 8 番 城野 幸司 委員 9 番 陶山 秀明 委員 11 番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 副主幹

付議議案

議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 14 号 非農地証明願いについて

議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 16 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第 17 号 農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定について

議案第 18 号 農業委員会規則(訓令)等の変更の追加提案について

議案第 19 号 白杵市小作料協議会規則の廃止について

議案第 20 号 白杵市農業委員会会議規則の一部変更について

議案第 21 号 白杵市農業委員会規程の一部変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、白杵市農業委員会の規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数 12 名中、本日は内藤委員、城野委員、陶山委員、中野委員が欠席となっており、出席委員は 8 名となっております。

よって、白杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号 1 番 野上 政憲委員と、議席番号 2 番 堀 京子委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから審議に入ります。

議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 31 年 3 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページをご覧ください。

番号 1、畑 472 m² を、農業経営の効率化を図るため、交換により所有権を移転するものです。

番号 2、畑 390 m² を、農業経営の効率化を図るため、交換により所有権を移転するものです。

番号 3、畑 200 m² を、農業経営の効率化を図るため、売買により所有権を移転するものです。

番号 4、畑 240 m² を、農業経営の効率化を図るため、売買により所有権を移転するものです。

番号 5、畑 466 m² を、耕地拡張を図るため、売買により所有権を移転するものです。

番号 6、畑 399 m² を、耕地拡張を図るため、売買により所有権を移転するものです。

番号 7、田 300 m² を、耕地拡張を図るため、売買により所有権を移転するものです。

以上、7 件の申請につきましては、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを合わせてご覧いただきたいと思います。

2 月 25 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 7 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 それでは私、藤嶋より報告致します。2 月 25 日に内藤委員と、推進委員、事務局とで現地調査を実施しましたので報告致します。番号 1 の申請地は、交換により所有権を取得するものです。

申請地の現況は1筆の田で、適切に管理されており、水稻の耕作を行う予定です。

3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、交換により所有権を取得するものです。

申請地の現況は1筆の田で、適切に管理されており、水稻の耕作を行う予定です。

3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で適切に管理されており、施設野菜の耕作を行う予定です。

3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で適切に管理されており、露地野菜の耕作を行う予定です。

3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で適切に管理されており、露地野菜の耕作を行う予定です。

3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号6の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で適切に管理されており、露地野菜の耕作を行う予定です。

3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号7の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で適切に管理されており、水稻の耕作を行う予定です。

3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請7件について報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きます、担当地区の推進委員さんから報告をお願い致します。
第25地区の渡邊委員さん、お願い致します。

渡 邊 第25地区の推進委員の渡邊です。番号1、2の案件は、双方との交換農地であります。
農家であり、特に問題はないと思われます。以上です。

議 長 続きます、第23地区の伊東さん。

伊 東 第23地区の伊東です。番号3、4について、畑の基盤整備の換地の時に、土地の折り合いがつかず、1枚の畑の中に所有権が分かれたような形になっていました。年数も過ぎ、代替わりもし、今回は是正するために所有権移転を行うことになりました。

続きます、番号5、6ですが、所有者が大分市に住んでおり、実質の管理は今回の譲受人で、農業を行っており、心配もなく問題もないと思います。以上で報告となります。

議 長 続きます、第6地区の板井委員さん。

板 井 第6地区の板井です。番号7番の土地について、所有者は日田市在住の方となりますが、実質的にはすでに譲受人が耕作をしまして、何も問題がないと思います。

議 長 ただいまの説明、及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第14号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 議案第14号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

平成31年3月4日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

今回の非農地証明願いにつきましては、番号1～5番について、内容が同一であるため、一括で説明したいと思います。

番号1 外8筆 合計4,836㎡ の土地につきましては、平成11年1月29日に転用許可を受けまして、店舗用地として利用され、非農地化した

土地であります。

次にチェックリストと合わせて報告致します。

②の転用目的どおりに転用し、非農地化した土地に該当します。

以上、非農地証明願い5件についてご提案及び報告を申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第14号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第14号 非農地証明願いについて原案通り承認することに決定を致しました。

次に、議案第15号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11ページとなります。

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

平成31年3月4日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第3号）「平成31年3月4日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 31 年 2 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、7,401 m²、8 筆です。

畑については、17,083 m²、7 筆です。

合計面積は、24,484 m²、15 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 9 名に対しまして、借り手が 7 名となっております。

2 ページ以降につきましては、白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。

以上、平成 31 年 3 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 3 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 16 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 16 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計

画案について意見を求められたので提案する。

平成 31 年 3 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊、農用地利用配分計画案の 1 ページをご覧ください。

畑 1 筆 3,235 m²を配分するものです。

賃料は地権者との合意に基づき、10a あたり 10,000 円となっております。

次に、畑 1 筆 4,028 m²を配分するものです。

賃料は地権者との合意に基づき、10a あたり 14,000 円となっております。

次に、畑 3 筆 合計 6,378 m²を配分するものです。

賃料は地権者との合意に基づき、10a あたり 10,000 円となっております。

以上、3 件の配分計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより議案第 16 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議ないと認めます。よって、議案第 16 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については原案通り承認することに決定を致しました。

次に議案第 17 号 農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 13 ページです。

議案第 17 号 農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定について、農地法第 3 条第 2 項第 5 号(農地法施行規則第 17 条第 2 項)による農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定を別紙のとおり定めたいので提案する。

平成 31 年 3 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 農地法第 3 条第 2 項第 5 号(農地法施行規則第 17 条第 2 項)による農地の所有権等を取得しようとする下限面積を下記のとおり追加し、公示するものとする。

白杵市空き家バンク制度に登録し、空き家に付随した農地を取得する場合に限り取得しようとする下限面積を 1a(1a 未満の場合その面積)とする。

理由、本市の農地の取得においては、農地法第 3 条第 2 項第 5 号(施行規則第 17 条第 1 項※下限面積 30a)により定めているが、近年の移住・定住対策により、市外からの移住者が、空き家バンクに登録した農地の取得が困難である状況等を踏まえ、白杵市空き家バンク制度に登録した空き家に付随する農地の取得に限り、同法施行規則第 17 条第 2 項で取得できるものとしたい。

尚、空き家対策関連以外の農地取得は、これまでどおり下限面積 30a で変更はしない。

以上、ご提案を申し上げます。

議 長 白杵市は農地を取得する時、30a の農地を所有していないと農地を買われません。ただ、今回の規定で、空き家バンクに付随した農地に関しては、誰でも買えるということです。その代わり、この買った農地は 5 年間転用できず、農地として使わなければいけません。そして、申請には今まで通り 3 条の申請を出すということです。

ただいまの説明に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。
これより議案第 17 号 農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定について、採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって議案第 17 号 農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定については原案通り承認することに決定を致しました。
次に議案第 18 号 農業委員会規則(訓令)等の変更の追加提案について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 お手元に配布しております農業委員会追加議案で説明致します。

議案第 18 号 農業委員会規則(訓令)等の変更の追加提案について、
議案第 19 号 白杵市小作料協議会規則の廃止について
議案第 20 号 白杵市農業委員会会議規則の一部変更について
議案第 21 号 白杵市農業委員会規程の一部変更について

上記議案について追加提案することについて、承認を受けたいので提案する。
平成 31 年 3 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。
これより議案第 18 号 農業委員会規則(訓令)等の変更の追加提案について採決を行います。
本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議ないと認めます。よって、議案第 18 号 農業委員会規則(訓令)等の変更の追加提案については原案通り承認することに決定を致しました。
それでは、追加議案第 19 号、20 号、21 号について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 追加議案の 2 ページです。
議案第 19 号 白杵市小作料協議会規則の廃止について、白杵市小作料協議会規則を別紙のとおり廃止したいので提案する。
平成 31 年 3 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

議案第 20 号 白杵市農業委員会会議規則の一部変更について、白杵市農業委員会会議規則を別紙のとおり一部変更したいので提案する。
平成 31 年 3 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

議案第 21 号 白杵市農業委員会規程の一部変更について、白杵市農業委員会規程を別紙のとおり一部変更したいので提案する。
平成 31 年 3 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

詳細につきましては、別紙「追加議案」縦の用紙でご説明致します。

まず、議案第 19 号 小作料協議会規則の廃止となります。規則の目的では、小作料協議会を設置し、貸し手借り手の契約上に目安を与え、適正

な小作水準の形成を促し、農地流動化の推進に資するためとなっておりますが、現在、作物の生産の多様や、土地の状況等を考慮した標準小作料を設定することが困難と考えられ、最終的には契約者間の同意の下で行われております。

小作水準の目安につきましては、広報紙等で周知を行っており、規則の廃止を提案するものです。

議案第 20 号 白杵市農業委員会会議規則の一部変更となります。これにつきましては、改正農業委員会制度に移行したことによる規則の変更となります。内容につきましては、左の改正後の案で説明致します。変更する内容は赤字となっております。

第 3 条では、総会の日時や場所、議案について、農業委員に通知するとなっていました。農地利用最適化推進委員を加えて通知を行うものがあります。

第 5 条につきましては、農業委員の議席はこれまで“一般選挙後”でありましたが、選挙の改正に伴いまして、“市長任命後”と変更するものです。

第 9 条の 1 項、2 項についてですが、総会の発言につきまして、最適化推進委員を加えるものです。

議案第 21 号 白杵市農業委員会規程の一部変更を行います。これにつきましても、改正農業委員会制度に移行したことによる変更となります。内容につきましては、左の改正案で説明致します。変更する内容につきましては、赤字となっております。

第 5 条第 1 項ですが、旧農業委員会におきましては、農政対策委員会と農地利用対策委員会がありましたが、制度の改正により、委員の人数が半減し、2つの部会を設置した場合、人数構成で農業委員会法と合わない部分ができるため、委員会を“置く”を、“置くことができる”に変更するものです。

また、第 5 条第 2 項で、委員会を置く場合は条例で人数を定める必要があります。

第 5 条第 4 項の“第 17 条第 1 項”を規定する委員は、最適化推進委員となります。

第 16 条第 1 項は、協力員を“置く”となっておりましたが、農業委員会においても協力員を置いておらず、改正後は協力員を“置くことができる”に変更するもので、また、第 3 項で協力員は“農事小組合長”となっておりましたが、市役所内に小組合長の制度が無くなったため、“農業者”に変更するものです。

以上、追加議案の議案第 19 号、第 20 号、第 21 号についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの追加提案に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。
これより議案第 19 号、第 20 号、第 21 号の追加提案について採決を行います。ご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議ないと認めます。よって、議案第 19 号、第 20 号、第 21 号の追加提案については承認することに決定を致しました。
以上で、本日の総会はすべて終了致しました。